（前のページより続き）

○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項各号のエネルギー環境適合製品を定める件の一部を改正する告示（**農林水産・経済産業・国土交通**三）　二三四五

○エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針（**経済産業**二七）　二三四八

○工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準（**同**二八）　二三五四

○非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準の一部を改正する告示（**同**二九）　二三五九

○石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則等の一部を改正する告示（**同**三〇）　二三六二

○小規模企業共済法第九条第三項第二号ロ及びハの令和五年度に係る支給率を定める件（**同**三一）　二三六三

○エネルギー源の環境適合利用に関する石油精製業者の判断の基準（**同**三二）　二三六九

○特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針（**同**三三）　二三六九

○第十四次鉱業労働災害防止計画（**同**三四）　二三七一

○電気事業法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき、広域的運営推進機関が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件（**同**三五）　二三七四

○広域系統整備計画の届出に係る費用の概算額の算定方法及びその負担の方法の基準を定める件の一部を改正する告示（**同**三六）　二三七五

○エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する件（**同**三七）　二三七六

○冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する件（**同**三八）　二三八〇

○租税特別措置法施行令第十四条第一項及び第三十四条第一項の規定に基づき独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法第十一条第六項に規定する金属鉱物のうち安定的な供給が特に必要なものとして経済産業大臣が指定する鉱物を定めた件（**同**三九）　二三八二

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件の一部を改正する告示（**同**四〇）　二三八三

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第一項に規定する交付対象区分等を指定する件の一部を改正する告示（**同**四一）　二三八六

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等を指定する件の一部を改正する告示（**同**四二）　二三八八

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第十五条の六第一項に規定する積立対象区分等を指定する件の一部を改正する告示（**同**四三）　二三八八

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示の一部を改正する告示（**同**四四）　二三八八

○インバランスリスク単価等を定める告示の一部を改正する告示（**同**四五）　二三九九

○電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標の一部を改正する件（**同**四六）　二四一〇

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第四条第一項に基づき入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等を指定する件の一部を改正する告示（**同**四七）　二四一〇

○入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針の一部を改正する告示（**同**四八）　二四一一

○旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準等の一部を改正する告示（**経済産業・国土交通**一）　二四一五

○貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する荷主の判断の基準（**同**二）　二四一五

○貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する貨物輸送事業者の判断の基準（**同**三）　二四一七

○旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する旅客輸送事業者の判断の基準（**同**四）　二四二〇

○消費税法施行令第十八条第二項第二号の規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が指定する方法の一部を改正する件（**同**五）　二四二三

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（**経済産業・環境**二）　二四二六

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第一条第三項及び第十四条第五号の規定並びにフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第二条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格八一七等に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数を定める件（**同**三）　二四二六

○調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件（**同**四）　二四二九

○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第七号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の一部を改正する件（**同**五）　二四三〇

○道路運送法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示（**国土交通**二六一）